

計画作成年度	平成 2 1 年度
	平成 2 4 年度
	平成 2 7 年度
計 画 主 体	石 狩 市

石狩市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担 当 部 署 名 石狩市企画経済部農政課
 所 在 地 石狩市花川北 6 条 1 丁目 3 0 番地
 電 話 番 号 (0 1 3 3) 7 2 - 3 1 6 4 (課直通)
 F A X 番 号 (0 1 3 3) 7 2 - 3 5 4 0
 メールアドレス nousei@city.ishikari.hokkaido.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ハシブトガラス、ハシボソガラス、キジバト、ドバト、エゾシカ、キツネ アライグマ、トド
計画期間	平成27年4月～平成30年3月
対象地域	北海道石狩市

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（平成25年度）

鳥獣の種類	被害の現状			
	品目	被害数値		
ハシブトガラス・ ハシボソガラス・ キジバト・ドバト	豆類（大豆・小豆）	被害面積	0.4 ha	被害金額 70千円
	水稻	被害面積	8.8 ha	被害金額 262千円
	小麦	被害面積	10.1 ha	被害金額 258千円
	メロン	被害面積	0.1 ha	被害金額 150千円
	果樹類	被害面積	0.3 ha	被害金額 440千円
	小計	被害面積	19.7 ha	被害金額 1,180千円
エゾシカ	水稻	被害面積	46.0 ha	被害金額 4,917千円
	小麦	被害面積	25.0 ha	被害金額 562千円
	ビート	被害面積	13.0 ha	被害金額 588千円
	かぼちゃ	被害面積	1.4 ha	被害金額 792千円
	馬鈴薯	被害面積	3.2 ha	被害金額 230千円
	牧草	被害面積	3.0 ha	被害金額 500千円
	果樹	被害面積	0.3 ha	被害金額 300千円
	葉茎菜類	被害面積	0.4 ha	被害金額 300千円
	小計	被害面積	92.3 ha	被害金額 8,189千円
キツネ	スイートコーン	被害面積	0.4 ha	被害金額 520千円
	アスパラ	被害面積	0.1 ha	被害金額 500千円
	メロン	被害面積	0.5 ha	被害金額 463千円
	小計	被害面積	1.0 ha	被害金額 1,483千円
アライグマ	スイートコーン	被害面積	2.1 ha	被害金額 178千円
	馬鈴薯	被害面積	0.3 ha	被害金額 300千円
	野菜	被害面積	0.5 ha	被害金額 210千円
	メロン	被害面積	0.5 ha	被害金額 926千円
	小計	被害面積	3.4 ha	被害金額 1,614千円
農作物被害合計		被害面積	116.4 ha	被害金額 12,466千円
トド	魚類	直接被害金額	59,369千円	
	漁具	間接被害金額	107,914千円	
		被害金額合計	167,283千円	

(注) 品目、被害数値：野生鳥獣被害調査（平成25年度）

海獣（トド）：トドによる漁業被害状況（平成25年度（4～3月））

(2) 被害の傾向

ハシブトガラス・ハシボソガラス・キジバト・ドバト	豆類は播種から収穫までの間による食害、おうとうなどの果樹類は摘花時期から収穫までの間による食害が浜益地区で発生している。近年では小麦、メロンの被害も発生している。
エゾシカ	農作物の播種から収穫までの長期間に亘り出没するようになり、中山間地区において被害が増加している。近年では小麦、水稻、ビート、南瓜、馬鈴薯の被害が増加している。また、樹皮の食害が森林のみならず果樹園でも発生している。
キツネ	捕獲頭数の増加に伴い、被害も増加の傾向にある。 6月頃から餌の物色で畑に現れ、8～9月の野菜（スイートコーン等）の収穫期の成熟実の捕食被害が多く発生し、近年ではアスパラ、メロン被害が増加している。
アライグマ	捕獲頭数の増加に伴い、被害も増加の傾向にある。 3月下旬から11月初旬にかけ出没し、特に8～9月の野菜（スイートコーン等）の収穫期に市内全域で成熟実の捕食被害が多く発生しているが、近年では馬鈴薯の被害が増加し、メロン被害も大幅に増加している。
トド	トドは初冬から翌春にかけて石狩湾沿岸に來遊し、刺網にかかった魚類を食い荒らしその網を使用不能とさせる。來遊数は約600頭といわれているが、実態は更に多いと推測される。採捕数は割り当てられていることから岩等に上陸防止柵などを設置して被害の防止対策を行っているが被害額は漁業生産額の1割程度となっている。

(3) 被害軽減目標

指標	現状値（平成25年度）		目標値（平成29年度）		備考(軽減率)
ハシブトガラス・ハシボソガラス・キジバト・ドバト	19.7ha	1,180千円	15.7ha	944千円	20%減
エゾシカ	92.3ha	8,189千円	73.8ha	6,551千円	20%減
キツネ	1.0ha	1,483千円	0.8ha	1,186千円	20%減
アライグマ	3.4ha	1,614千円	2.7ha	1,291千円	20%減
トド	直接被害金額 59,369千円 間接被害金額 107,914千円		直接被害金額 41,557千円 間接被害金額 75,539千円		30%減 30%減

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
共通事項	H26.9月に鳥獣被害対策実施隊を設置。 H25、H26 鳥獣被害緊急捕獲等対策事業で捕獲活動経費を支給。	北海道猟友会札幌支部石狩部会の高齢化による捕獲担い手が不足している。
捕獲等に関する取組	ハシブトガラス・ハシボソガラス・キジバト・エゾシカ、キツネの有害鳥獣駆除については鳥獣被害対策実施隊が銃器により捕獲を実施している。	エゾシカについては夜間の活動が多く、銃器のみでは効果がない。 キツネは銃器が使用できない市街地周辺での駆除が困難となっている。
	アライグマについては、被害を受けた農家の庭先に箱ワナを設置し、鳥獣被害対策実施隊員（市職員）が炭酸ガスによる処分装置で駆除している。	箱わなの数が不足しており、また設置方法及び設置場所にも工夫の余地がある。
	トドについては、石狩湾漁業協同組合が北海道連合海区漁業調整委員会指示による採捕承認を得、ハンターに委託し、銃器により駆除（採捕）している。	国際的に保護が必要な動物であり、北海道連合海区漁業調整委員会指示により駆除（採捕）が規制されており、駆除（採捕）に制限がある。
防護柵の設置等に関する取組	エゾシカ、鳥類については、農業被害を防止のため「鳥獣被害防止総合対策事業を活用し電気柵・防鳥網を整備している。（電気柵 H24：16.7 km、H25：37.4 km、H26：75.2 km、防鳥網 H25：5,688 m ² ） トドについては、拡散を目的として上陸防止柵や爆音機の設置を実施している。	電気柵・防鳥網の整備延長が不十分であり、早期の整備が必要である。 海上での被害を防止するために、上陸防止柵の広域的な設置、追い払いなどと併せた効果的な拡散対策を講ずる必要がある。

(5) 今後の取組方針

ハシブトガラス・ハシボソガラス・キジバト・ドバト	カラス類を誘引するおそれのある生ゴミや農水産業廃棄物等の適正管理について、地域住民に普及啓発を図る。 有害鳥獣駆除として鳥獣被害対策実施隊が銃器による駆除を引き続き実施する。
エゾシカ	有害鳥獣駆除として鳥獣被害対策実施隊が銃器による駆除を引き続き実施する。また、未整備地区の電気柵の設置、くくりわな捕獲の取組みを検討する。
キツネ	キツネを誘引するおそれのある生ゴミや農水産業廃棄物等の適正管理について、地域住民に普及啓発を図る。 有害鳥獣駆除として鳥獣被害対策実施隊が銃器による駆除を引き続き実施する。 市街地周辺の駆除について、箱わな等による捕獲を検討する。
アライグマ	外来生物法の特定外来生物であることから引き続き捕獲次第処分する。また、箱わなの購入と必要に応じて防護柵の設置を検討する。
トド	トドは準絶滅危惧種であることに留意し、漁業に与える被害を防ぐための最小限の駆除及び被害額の調査を継続して行っていく。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

共有事項	石狩市鳥獣被害対策実施隊を設置（H26.9月設置）、実施隊は市職員7名、北海道猟友会札幌支部石狩部会員28名、トド採捕従事者13名
ハシブトガラス・ハシボソガラス・キジバト・ドバト	農業団体から鳥獣捕獲許可申請を受け、石狩市が申請者に対して許可する。 農業団体等の要請により鳥獣被害対策実施隊が捕獲を実施する。 捕獲出動に伴う報酬等については、石狩市が定める要綱により支給する。
エゾジカ	農業団体から鳥獣捕獲許可申請を受け、北海道が申請者に対して許可する。 農業団体等の要請により鳥獣被害対策実施隊が捕獲を実施する。メスジカの積極的な捕獲を進める。 捕獲出動に伴う報酬等については、石狩市が定める要綱により支給する。
キツネ	農業団体から鳥獣捕獲許可申請を受け、石狩市が申請に対して許可を与える。 農業団体等の要請により鳥獣被害対策実施隊が捕獲を実施する。 捕獲出動に伴う報酬等については、石狩市が定める要綱により支給する。
アライグマ	外来生物法の規定により石狩市が環境大臣の確認を得て捕獲する。 石狩振興局及び石狩市が用意した箱わな若しくは農業者等が自ら購入した箱わなを設置するとともに、必要に応じ国庫補助金等を活用し、新たな箱わなを整備する。 殺処分に必要な資機材等については、石狩市が負担する。
トド	北海道連合海区漁業調整委員会指示に基づく採捕承認を、石狩湾漁業協同組合が取得し、鳥獣被害対策実施隊が銃器により駆除する。 出動経費、傭船料、弾薬料等の諸経費については、石狩市海獣被害対策協議会が被害防止対策の必要経費として支給する。また、採捕出動に伴う報酬等については、石狩市が定める要綱により支給する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
平成27年度 ～ 平成29年度	エゾシカ	新たな担い手育成 くくりわなの導入検討
	キツネ	新たな担い手育成 効果的な捕獲器の導入検討
	アライグマ	効果的な捕獲器の導入検討
	トド	新たな担い手育成 威嚇報奨金（鳥獣被害対策実施隊員）

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方	
ハシブトガラス・ハシボソガラス・キジバト・ドバト	捕獲計画数は、過去の狩猟及び許可捕獲頭数に基づき設定する。
エゾシカ	捕獲計画数は、個体数の急増に伴う甚大な被害を未然に防止するため、過去の狩猟及び許可捕獲頭数をもとに、特にメスジカを積極的に捕獲する方針で設定する。
キツネ	捕獲計画数は、過去の狩猟及び許可捕獲頭数に基づき設定する。
アライグマ	外来生物法の対象動物であることから捕獲計画数は定めず、可能な限り捕獲する。
トド	捕獲計画数は、北海道連合海区漁業調査委員会の指示を受けた頭数とする。 なお、計画年度は、来遊期間に対応させるため当該年9月から翌年の6月とする。(トド年)

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度
ハシブトガラス・ハシボソガラス	300羽	300羽	300羽
キジバト・ドバト	70羽	70羽	70羽
エゾシカ	70頭	70頭	70頭
キツネ	40頭	40頭	40頭
アライグマ	外来生物法の対象動物であることから捕獲計画数は定めず、可能な限り捕獲する。		
トド	捕獲計画数は、北海道連合海区漁業調整委員会の指示を受けた頭数とする。		

捕獲等の取組内容	
ハシブトガラス・ハシボソガラス・キジバト・ドバト	銃により４月～翌年３月の間、石狩市全域を対象に駆除する。 ただし、鳥獣保護区及び特定猟具使用禁止区域（銃）は、特定猟具の使用に伴う危険の予防及び静穏の保持のため、銃器は使用しない。
エゾシカ	銃やわなにより４月～翌年３月の間、石狩市全域を対象に駆除する。 鳥獣保護区については、農林業被害の防止のため真に必要な場合に捕獲を実施する。 特定猟具使用禁止区域（銃）は、特定猟具の使用に伴う危険の予防及び静穏の保持のため、銃器は使用しない。
キツネ	銃により５月～翌年３月の間、石狩市全域を対象に駆除する。 鳥獣保護区については、農業被害の防止のため真に必要な場合に捕獲を実施する。 特定猟具使用禁止区域（銃）は、特定猟具の使用に伴う危険の予防及び静穏の保持のため、銃器は使用しない。
アライグマ	箱ワナにより通年で、石狩市全域を対象に捕獲を実施する。
トド	銃により９月～翌年６月の間（トド年）、石狩市沖合海域を対象に駆除する。

（４）許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
（なし）	

４．防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

（１）侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	平成２７年度	平成２８年度	平成２９年度
アライグマ・エゾシカ・キツネ	電気柵：24,800m	電気柵：24,000m	電気柵：24,000m
トド	必要に応じて上陸防止柵等で生息しづらい環境を作り漁業被害を軽減する。		

(2) その他被害防止に関する取組

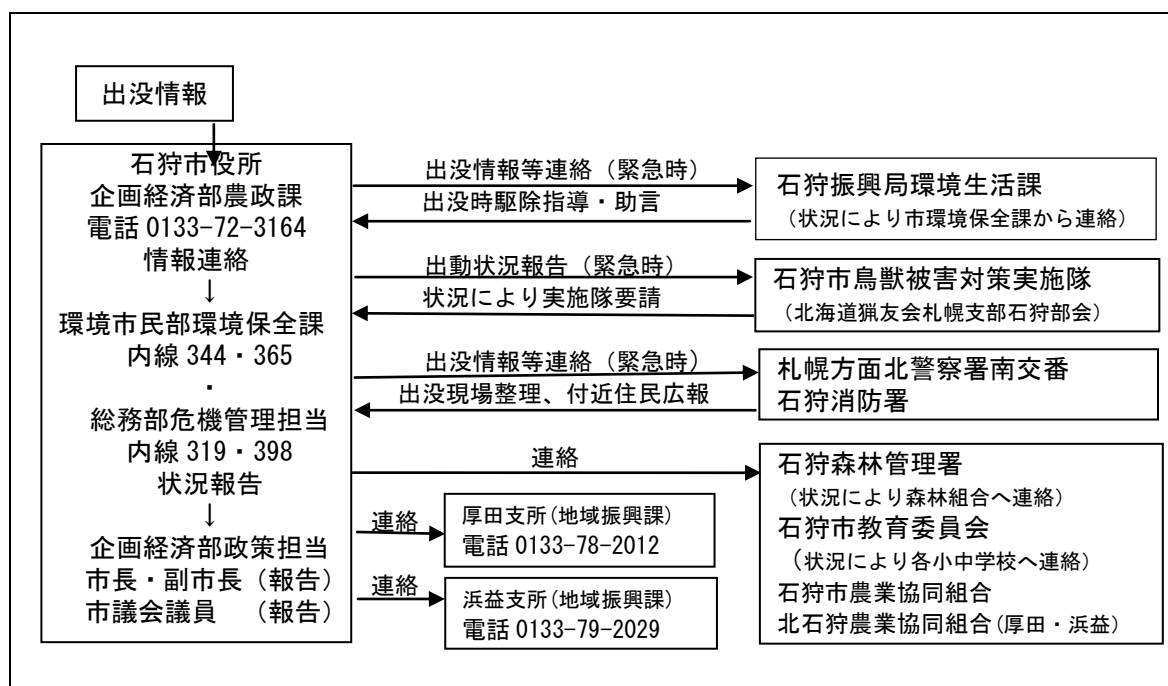
年度	対象鳥獣	取組内容
平成27年度 ～ 平成29年度	エゾシカ	効果的な侵入防護柵及びわな等の導入検討 わな免許取得者を増やすための取組みを検討
	ハシブトガラス・ハシボソ ガラス・キジバト・ドバ ト・キツネ	地域住民・被害農家への被害防止対策の普及活動
	アライグマ	効果的な侵入防護柵の導入検討 地域住民への外来種対策の普及活動
	トド	爆音機の設置及び管理 被害漁家への被害防止対策の普及活動

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
石狩振興局環境生活課	出没時駆除の指導・助言
札幌方面北警察署花川南交番	出没現場整理、付近住民への広報
石狩市企画経済部農政課	危険区域内の情報収集、関係機関への連絡
石狩市鳥獣被害対策協議会	危険区域内巡回、出没時駆除（鳥獣被害対策実施隊出動要請）
石狩森林管理署	国有林内作業員への連絡
北海道猟友会札幌支部石狩部会	非常時協力

(2) 緊急体制の連絡体制



6. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 被害防止対策協議会に関する事項

被害防止対策協議会の名称	石狩市鳥獣被害対策協議会	石狩市海獣被害対策協議会
構成機関の名称	役 割	役 割
石狩市企画経済部農政課	協議会事務局運営、道補助対象事業受け入れ、駆除及び被害防止対策	—
石狩市企画経済部林業水産課		協議会事務局運営、駆除以外の被害防止対策
石狩市厚田支所地域振興課 石狩市浜益支所地域振興課	駆除及び被害防止対策	—
石狩市農業協同組合 北石狩農業協同組合厚田支所 北石狩農業協同組合浜益事業所	農業被害報告、駆除以外の被害防止対策	—
石狩湾漁業協同組合	補助対象事業受け入れ、駆除及び被害防止対策、漁業被害報告、船舶提供、漁業者ハンター統括育成	補助対象事業受け入れ、駆除及び被害防止対策、漁業被害報告、船舶提供、漁業者ハンター統括育成
北海道猟友会札幌支部石狩部会	鳥獣被害対策実施隊員の派遣	鳥獣被害対策実施隊員の派遣

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役 割
石狩振興局産業振興部農務課	鳥獣被害防止計画の指導、鳥獣害防止総合対策事業の指導
石狩振興局産業振興部水産課	海獣による水産業被害報告、来遊状況取りまとめ
石狩振興局保健環境部 環境生活課	鳥獣保護管理対策に関する情報提供及び技術的助言・援助鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づく鳥獣の捕獲許可鳥獣による農業被害状況取りまとめ
石狩振興局産業振興部林務課	鳥獣（海獣を除く）による林業被害状況の取りまとめ
北海道連合海区漁業調整委員会	トドの採捕承認
(独) 水産総合研究センター	トドの回遊調査
石狩振興局森林室	林業者への指導助言、情報提供、森林被害の実態把握、道有林の入林許可など
石狩農業改良普及センター	農業者への指導助言、情報提供、農業被害の実態把握など
石狩地区水産技術普及指導所	漁業者への指導助言、情報提供、漁業被害の実態把握など

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

石狩市鳥獣被害対策実施隊設置要綱（平成26年9月1日設置） 実施隊員48名（石狩市職員7名、北海道猟友会札幌支部石狩部会会員のうち28名、トド採捕従事者13名） 鳥獣被害対策実施隊は、有害鳥獣による農林水産業等にかかる被害を防止するため、情報の収集及び分析、鳥獣保護法第2条第3項に規定する捕獲などや防護柵・上陸防止柵及び爆音機の設置並びに来遊情報確認に係る指導及び助言をする。
--

(4) その他被害防止施策実施体制に関する事項

特になし

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

廃棄物処理法、海洋汚染防止法及び鳥獣保護法の規定と趣旨に基づき、駆除した個体は適切に処理する。
トドについては可能な限り研究機関へ検体として提供する。

8. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

特になし